

所沢都市計画事業
若松町土地区画整理事業

定 款

若松町土地区画整理組合

目 次

第 1 章	総 則	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 章	費 用 の 分 担	・ ・ ・ ・ ・	1
第 3 章	役 員	・ ・ ・ ・ ・	2
第 4 章	総 会	・ ・ ・ ・ ・	8
第 5 章	会 計	・ ・ ・ ・ ・	8
第 6 章	評 価	・ ・ ・ ・ ・	1 0
第 7 章	地 積 の 決 定 の 方 法	・ ・ ・ ・ ・	1 0
第 8 章	換 地	・ ・ ・ ・ ・	1 2
第 9 章	清 算	・ ・ ・ ・ ・	1 2
第 1 0 章	雑 則	・ ・ ・ ・ ・	1 4

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この定款は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により、この土地区画整理組合（以下「組合」という。）が施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、若松町土地区画整理組合という。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第3条 この事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。
所沢市若松町の一部

(事業の範囲)

第4条 この組合は、事業計画及びこの定款の定めるところにより次に掲げる事業を行う。

- 一 宅地の利用増進を図るために行う土地の区画形質の変更
- 二 公共施設の整備改善を図るために行う公共施設の新設又は変更
- 三 前2号の事業の施行のため若しくは土地の利用促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分

(事務所の所在地)

第5条 この組合の事務所は、所沢市若松町1017-13に置く。

第2章 費用の分担

(収入金)

第6条 この組合の事業に要する費用は、次の各号に掲げる収入金をもってこれに充てる。

- 一 補助金及び助成金
- 二 次条の規定による賦課金
- 三 第9条の規定による保留地の処分金
- 四 法第120条第1項の規定による公共施設管理者負担金
- 五 寄付金及びその他の収入

(賦課金)

第7条 賦課金は、予算の定めるところにより、第46条の規定による従前の宅地の価額又は第47条の規定による従前の権利の価額に比例して賦課する。

2 事業の施行のため必要がある場合においては、前項の規定にかかわらず、第48条の規定による基準地積又は第53条に規定する基準権利地積に比例して仮に賦課することができる。

3 前2項の規定による賦課金の徴収及び精算の時期並びにその方法は、総会で定める。

(過怠金及び督促手数料)

第8条 前条に規定する賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて、年10.75%の割合を乗じて計算した額（100円未満切り捨て）を過怠金として徴収し、督促をした場合には土地区画整理法施行規則第17条の規定による額の督促手数料を徴収する。

(保留地)

第9条 事業の施行の費用に充てるため、又は事業計画に定める施設の敷地を確保する目的をもって、保留地を定めることができる。

2 保留地は、総会の同意を得て理事が定める。

3 保留地は、別に総会の同意を得て定める保留地処分規程に基づいて処分する。

4 理事は、換地処分の前においても、保留地となるべき土地を処分することができる。

第3章 役員

(役員の数)

第10条 この組合の役員の数、理事7人、監事2人とする。

2 前項の役員のうち、理事1人、監事1人は、組合員以外の者から選任することができる。

(理事長及び副理事長)

第11条 理事は、理事長1人、副理事長2人を互選するものとする。

2 理事長は、組合を代表し、別に総会の同意を得て定める処務規程及び理事会の決定に従い、業務を処理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 副理事長の代理の順序は、あらかじめ理事長が定める。

5 理事長及び副理事長に欠員を生じたときは、理事の互選により速やかに補充する。

(理事の職務)

第12条 理事は、理事会を構成し、その過半数の議決により組合の業務を執行する。ただし、あらかじめ総会の同意を得て定める処務規程に規定する軽易な事項については、理事長が専決することができる。

(監事の職務)

第13条 監事は、毎事業年度少なくとも1回、この組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会及び理事会に報告するとともに、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の規定により組合の業務の執行及び財産の状況を監査するため、あらかじめ総会の同意を得て監査要綱を定める。

(選挙管理者及び選挙立会人)

第14条 理事（最初の役員を選挙する場合においては、法第14条の規定による認可を受けた者。以下本章において同じ。）は、選挙管理者となり役員選挙に関する事務を管理する。

2 選挙立会人は、総会に出席した組合員のうちから2人を選任する。

(役員への被選挙権)

第15条 次の各号に掲げる者は、役員への被選挙権を有しない。

- 一 未成年者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(組合員である役員への選挙)

第16条 組合員である役員は、組合員のうちから総会で投票により選挙するものとする。

2 前項の選挙は、総会出席者の過半数の同意を得て投票によらないことができる。この場合においては、総会出席者の過半数の議決をもって、役員となるべき者を決定する。

(組合員以外の役員の選任)

第17条 組合員以外の役員は、7人以上の組合員が連署した推薦の書面をもって、あらかじめ選挙管理者に届け出た者のうちから、総会で選任する。

2 前条の規定は、前項の役員を選任する場合に準用する。

(選挙人)

第18条 役員選挙又は選任（以下、「選挙」という。）は、組合員又はその代理人が行う。

2 組合員は、書面をもって役員選挙を行うことができる。この場合においては、役員に選挙すべき者の氏名を記載して封かんし、年月日を記載して署名押印のうえ選挙開始時刻までに選挙管理者に提出しなければならない。

(役員選挙の時期)

第19条 役員選挙は、その任期満了の日前30日から5日までの間に行う。ただし、天災その他特別の事由があるときはこの限りでない。

(選挙の通知及び公告)

第20条 選挙管理者は、役員選挙を行う総会の招集の通知に、投票開始の日時並びに選挙すべき理事及び監事の数を記載しなければならない。

2 選挙管理者は、前項の通知と同時にその旨を公告しなければならない。

(選挙の開始)

第21条 役員選挙は、組合員の半数以上が出席しなければ行うことができない。

ただし、総会を再度招集してもなお出席者が組合員の半数に満たないときは、組合員の5分の2以上の出席者をもって選挙することができる。

(投票)

第22条 総会に出席した組合員又はその代理人は、所定の投票用紙に選挙すべき役員の氏名を自書し、これを投票しなければならない。ただし、第20条の規定により通知した投票開始の時刻（投票開始の時刻を繰り下げたときは、その時刻）に総会に出席していない者は、投票することができない。

2 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その法人の指定する者が投票する。この場合において、法人の指定する者は、投票の際その権限を証する書面を選挙管理者に提出しなければならない。

3 選挙管理者は、必要と認める場合において、総会の同意を得て第1項ただし書の投票開始の時刻を繰り下げることができる。

- 4 投票は、理事と監事に分け、かつ組合員である役員と組合員以外の役員に分けて行う。
- 5 1投票用紙に記載する役員の数は一とする。

(投票の拒否)

第23条 選挙管理者は、投票を拒否する場合は選挙立会人の意見を聞かなければならない。

(開票)

第24条 選挙管理者は、投票終了後直ちに選挙立会人の立会のもとに投票を点検しなければならない。

- 2 投票の効力は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。この決定に当たっては、次条の規定に該当しない限り、その投票をした選挙人の意思が明らかであれば有効とする。
- 3 第18条第2項の規定により書面をもって役員を選挙を行った者があるときは、投票終了後、第1項の開票に準じて書面を開封する。この場合における書面の効力は、次条(第1号を除く。)の規定に該当しない限り、その書面を提出した組合員の意思が明らかであれば有効とする。

(投票の無効)

第25条 次の各号の一に該当する投票は無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの
 - 二 1投票用紙に2名以上の氏名を記載したもの
 - 三 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
 - 四 選挙すべき理事又は監事の氏名のほか、他のことを記載したもの。ただし、職業、住所又は敬称の類を記載したものはこの限りでない。
 - 五 選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しないもの
 - 六 選挙すべき理事又は監事の何人を記載したか確認しがたいもの
 - 七 組合員以外の役員の選任において、第17条第1項の規定による届出のない者の氏名を記載したもの
 - 八 選挙が補欠選挙である場合において、現に理事又は監事である者の氏名を記載したもの
- 2 同一の氏名、氏又は名(法人の名称又は名称の一部を含む。以下この項において同じ。)の被選挙人が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第6号の規定にかかわらず有効とする。

- 3 前項の有効投票は、当該被選挙人の他の有効得票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

(当選人の決定)

第26条 有効投票の最多数を得た者より順次当選人とする。ただし、有効投票の総数を選挙すべき理事又は監事の定数で除して得た数の3分の1以上の得票数がなければならない。

- 2 得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。
- 3 理事と監事の選挙が同時に行われた場合において、理事と監事の双方に当選の資格を得た者は、いずれか一方を辞退しなければならない。
- 4 前項の場合において、第28条第2項の期間中にいずれか一方の当選を辞退する旨の申し出がないときは、選挙管理者がくじでその一方の当選人として定める。

(選挙録)

第27条 選挙管理者は、選挙録を作成し、投票及び開票に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

- 2 選挙録は、投票その他の関係書類とともに、当該役員の任期間保存しなければならない。
- 3 第16条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により総会出席者の過半数の議決をもって役員となるべき者を決定したときは、その総会の議事録をもって選挙録に代えることができる。

(当選の確定)

第28条 選挙管理者は、当選人を定めたときは、直ちに当選人の氏名及び住所（法人の場合は名称及び主たる事務所の所在地）並びにその得票数を公告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。

- 2 当選人が、前項の公告があった日から7日以内に書面をもって当選を辞退する旨の申出をしないときは、当選を承諾したものとみなす。
- 3 当選人が選挙管理者に対して役員就任の意思表示を書面で申し出た場合は、前項の期間内であっても、当選を承諾したものとみなす。

(役員の内任)

第29条 選挙管理者は、前条第2項の期間満了の日の翌日、当選確定人の氏名及び住所を公告しなければならない。ただし、前条第3項により当選の承諾が確認された場合は、その時点で公告することができるものとする。

- 2 当選人は、前項の公告があった日に、役員に就任するものとする。

3 第1項の公告のときが現在の役員の任期満了前であるときは、第31条及び第32条の選挙を除くほか、前項の規定にかかわらず、当選人はその任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選挙)

第30条 当選人の数が理事7人又は監事2人に達しないときは、再選挙を行わなければならない。

(繰り上げ補充)

第31条 選挙管理者は、理事又は監事に欠員が生じたときは、理事又は監事とならなかった者のうち得票数の多い者から順次当選人を補充しなければならない。この場合において、得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。

2 第26条第1項ただし書き、第28条及び第29条の規定は、前項の場合に準用する。

(補欠選挙)

第32条 理事又は監事に欠員を生じた場合において、前条の規定により当選人を補充してもなお当選人の数が理事5人又は監事2人に達しないときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の事由が理事又は監事の任期満了前6か月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。

(役員任期)

第33条 理事及び監事の任期は5年とする。ただし、第31条に規定する繰り上げ補充又は第32条に規定する補欠選挙によって当選した者については、前任者の残任期間とする。

2 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員失職)

第34条 理事及び監事は、被選挙権を失ったとき又は解任が確定したときはその地位を失う。

2 組合員のうちから選挙された理事又は監事は、組合員でなくなったときその地位を失う。

第4章 総 会

(総会の議決)

第35条 総会は、組合員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 総会を再度召集してもなお出席者が組合員の半数に満たないときは、組合員の3分の1以上の出席により開会し、出席した組合員の過半数で議事を決することができる。ただし、法第34条第2項に規定する特別議決事項についてはこの限りでない。
- 3 議長は、総会の議事について、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び議長が総会の同意を得て指名した議事録署名人2人が、これに署名押印する。

(採決の方法)

第36条 総会の採決の方法は挙手による。ただし、特別な事由がある場合は他の方法によることができる。

(総会の傍聴)

- 第37条 施行地区内に権利を有する者から総会の傍聴を求める申し出があった場合は、総会の議事及び秩序の維持に支障がないと認める場合に、理事長がこれを許可することができる。
- 2 傍聴者は、会議に加わり又は意見を述べることはできない。

第5章 会 計

(経費の収支予算)

第38条 理事は、毎事業年度の経費の収支予算を調製し、当該事業年度前に総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、この組合の成立後、遅滞なく総会の議決を経なければならない。

(業務の委託)

- 第39条 この組合の業務を理事会の決定により委託することができる。
- 2 理事は、総会の議決を経た場合、業務の一部を代行委託に付することができる。
 - 3 前項の場合には、総会の同意を得て定める業務代行規程によるものとする。

(工事の施行)

- 第40条 この組合の工事は、理事会の決定により直営又は請負とする。
- 2 理事又は監事は、工事の請負をすることができない。

- 3 理事又は監事が法人の無限責任社員、取締役、監査役、支配人又はこれらに準ずる者である場合には、その法人は工事の請負をすることができない。
- 4 第1項の規定に係わらず、前条第2項の規定による業務の一部を代行委託する場合は、前条第3項に規定する業務代行規程によるものとする。

(工事の請負及び物品の購入)

第41条 工事の請負又は物品の購入は、原則として競争入札の方法によらなければならない。ただし、軽易なもの又は特別な事由がある場合は、理事会の決定により随意契約とすることができる。

- 2 理事は、工事を請負に付す場合においては、あらかじめ総会の同意を得て定める工事請負規程により処理する。
- 3 第1項および第2項の規定に係わらず、第39条第2項の規定による業務の一部を代行委託する範囲は、第39条第3項の規定による業務代行規程によるものとする。

(金銭の預入)

第42条 理事は、この組合の金銭を総会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

(財産の処分)

第43条 理事は、事務所、工作物その他の物件及び購入資材等の組合の財産の保管を明らかにするとともに、これらの財産が不用に帰したときは、あらかじめ総会の同意を得て、原則として競争入札の方法により処分しなければならない。ただし、固定資産以外のものは、理事会の決定により随意契約によることができる。

(関係簿書の閲覧等)

第44条 理事は、組合員の10分の1以上の同意を得て会計簿書の閲覧・謄写の請求があった場合は、正当な理由がない限り拒んではならない。

- 2 理事は、通常総会の5日前から、事業報告書、収支決算書、財産目録を事務所に備え付け、組合員から閲覧・謄写の請求があった場合は、正当な理由がない限り拒んではならない。

(事業年度)

第45条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 理事は、この組合の会計を、あらかじめ総会の同意を得て定める会計規程により処理する。

第6章 評 価

(宅地の評価)

第46条 従前の宅地及び換地の価額は、総会の同意を得て定める土地評価基準に基づいて、その位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、理事会で定める。

(権利の評価)

第47条 所有権以外の権利（地役権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下同じ。）の価額は、当該宅地の価額に権利価額割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価額割合は、宅地の価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、理事会で定める。

第7章 地積の決定の方法

(基準地積の決定)

第48条 換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積（以下「基準地積」という。）は、第49条から第51条に定める場合を除き、法第21条第3項の規定による組合設立認可公告があった日（以下「基準日」という。）現在におけるその登記されている地積（以下「登記地積」という。）とする。

(実測確認申請)

第49条 宅地所有者は、登記地積が事実と相違すると認めるときは、基準日から30日以内に組合に実測地積の確認を申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、組合に提出する。この場合において、その者が所有する宅地が2筆以上にわたり連続しているときは、その全部について一括して申請しなければならない。

一 隣接する宅地の地番及び所有者の氏名を記載した見取図

二 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記載し、隣接する宅地の所有者の署名及び押印をした境界表示図

三 宅地の実測図（原則として縮尺250分の1とし、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの）

3 前項の規定は、第1項の申請をしようとする者の所有する宅地とあわせて、その者と世帯を同一にする家族が所有する宅地が2筆以上にわたり連続しているときに一括して申請する場合において、準用することができる。

- 4 組合は、第1項の規定による申請があった場合は、申請人の立会いを求めて当該申請に係る宅地の地積を確認しなければならない。この場合において、必要があるときは、その宅地に隣接する所有者の立会いを求めることができる。
- 5 組合は、前項の規定により確認した地積を当該宅地の基準地積とする。

(施行者実測)

第50条 組合は、登記地積が事実著しく相違すると認めるときは、その宅地所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測して基準地積とすることができる。

2 次に掲げる場合は、組合が実測したものとみなして基準地積とすることができる。

一 基準日において表示登記がされていない国又は地方公共団体の所有する宅地については、財産台帳に記載された地積又は公図から求積した地積

二 基準日後に登記地積が更正された宅地については、その更正された登記地積

三 基準日後に裁判上の判決、調停、和解等により地積が確定した宅地については、その確定した地積

四 国土調査法第2条第1項第3号に定める地籍調査（同法第19条第5項の指定を受けたものを含む。）が実施された地域においては、その成果に基づいて登記された地積

五 登記所において地積測量図により実測地積が確認される場合は、その実測地積

(按分による更正)

第51条 組合は、道路に囲まれた区域その他適当と認める区域について計測して得た地積が、その区域内の宅地各筆の登記地積を合計した地積を超える場合は、その超えた地積をその区域内の宅地各筆の登記地積（前2条の規定により基準地籍を定めた宅地を除く。）に按分して加えた地積を基準地積とする。

(基準日後の分割)

第52条 基準日後に分割した宅地の分割後の宅地各筆の基準地積は、分割前の基準地積を分割後の宅地各筆の登記地積に按分して得た地積とする。ただし、分割後の一部の宅地が実測地積である場合は、その実測地積を当該宅地の基準地積とし、分割前の基準地積からその実測地積を差し引いた地積を他の宅地の基準地積とする。

(基準権利地積)

第53条 基準地積のうち、所有権以外の権利の目的となるべき部分の地積（以下「基準権利地積」という。）は、法第85条第1項の規定による申告に係る地積（以下「申告地積」という。）とする。ただし、申告地積の合計が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、基準地積に符合するように按分その他適当と認める方法により定めた地積を基準権利地積とする。

第8章 換 地

(換地設計の基準)

第54条 換地設計に関する基準は、あらかじめ総会の同意を得て換地規程に定める。

(特別の宅地)

第55条 法第95条各項に規定する宅地については、その位置、地積等に特別な考慮を払い換地を定めることができる。

2 公共施設の用に供している宅地について、事業の施行によりそれに代わるべき公共施設が整備される場合は、換地を定めないことができる。

(換地処分の時期)

第56条 組合は、工事が完了する以前においても、必要があると認めるときは換地処分をすることができる。

第9章 清 算

(清算金の算定)

第57条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を、従前の宅地の価額（従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合は、所有権又は所有権以外の価額）に乗じて得た額（以下「従前の権利価額」という。）と当該換地の価額（換地について所有権以外の権利が存する場合は所有権又は所有権以外の権利の価額）との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。

(清算金の相殺)

第58条 清算金を徴収されるべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺する。

(清算金及び清算金の徴収交付の通知)

第59条 組合は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を指定して、その期限の30日前までに、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知する。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第60条 徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が5万円以上である場合は、それぞれ別表に定めるところにより、分割徴収し、又は分割交付することができる。

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、換地処分の公告があった日の翌日における法定利率とする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付又は交付すべき元金額は、清算金の総額から第2回以降に納付又は交付すべき元金額の合計を控除して得た額とし、第2回以降の納付又は交付すべき元金額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額とする。

4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、組合は毎回の納付額又は交付額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて、清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知する。

5 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

6 組合は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。

(督促手数料及び延滞金)

第61条 組合は、納付すべき清算金を滞納した者に督促状を発した場合においては、督促状の送付料に相当する額を督促手数料として、またその滞納の日数に応じて当該督促に係る清算金の額に年10.75%の割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。

2 前項の延滞金の額が100円未満である場合は、これを徴収しない。

(仮清算への準備)

第62条 第57条から前条までの規定は、法102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合に準用する。

第10章 雑 則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第63条 法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧の公告の日から、法第103条第4項の規定による換地処分の日までの間は、法第85条第4項の規定により、所有権以外の権利についての同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出を受理しない。

2 第20条第2項の規定による役員選挙の公告の日からその選挙が終わる日までの間は、法第85条第4項の規定により、借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出を受理しない。

(所有権及び所有権以外の権利並びに建築物等の権利の変動の届出)

第64条 施行地区内の宅地の所有権及び所有権以外の権利並びに建築物に関する権利に異動（土地の分筆、合筆、地目の変更及び地積の増減又は建築物について、登記の変更、分割及び建坪の増減を含む。）が生じたときは、当事者双方が連署（権利者限りのものについてはその本人。）して遅滞なく組合にその旨を届け出なければならない。ただし、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面を添付し、連署に代えることができる。

(代表者及び代理人の指定)

第65条 施行地区内の宅地について、所有権又は借地権をそれぞれ共有している者は、共有者のうちからあらかじめ代表者を指定し、組合にその旨を届け出なければならない。

2 施行地区内の宅地について権利を有する者で、所沢市内に居住しない者は、事業施行に関する通知又は書類の送達を受けるため、所沢市内に居住する者のうちから代理人を指定することができる。

3 代表者又は代理人を変更し又はその指定を取り消したときは、遅滞なく組合にその旨を届け出なければならない。

(建築行為等の制限)

第66条 施行地区内の宅地について、法第76条第1項の規定により、所沢市長の許可を得ようとするときは、あらかじめ組合と協議しなければならない。

(公告の方法)

第67条 この組合の公告は、この組合の事務所の掲示場及び所沢市役所の掲示場に掲示して行う。

(報酬等)

第68条 この組合の役員については、総会の同意を得て定める処務規程により、報酬、旅費及び手当を支給することができる。

(法第2条第2項に規定する工作物その他の物件の管理及び処分に関する事項)

第69条 法第2条第2項に規定する工作物その他の物件については、工事完了時あるいは、換地処分終了後の管理者に引き継ぐものとする。

(細則への委任)

第70条 この定款に規定するもののほか、事業の施行に必要な事項は、細則をもって理事が定める。

附 則

この定款は、法第21条第3項の組合設立認可の公告のあった日から施行する。

附 則

この定款変更は、令和2年4月11日から施行する。

別 表 (第60条関係)

徴収すべき清算金又は 交付すべき清算金の総額	分割徴収又は 分割交付すべき期限	分割回数
5万円以上 10万円未満	6月以内	2
10万円以上 20万円未満	1年以内	3
20万円以上 30万円未満	2年以内	5
30万円以上	3年以内	7